

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝本144、129の1・145（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字寺内154の1、157、154（次の図に示す部分に限る。）、字耳堂663、666、

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第897号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 竹内正道

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	62号ハ 焼入れ施設	
能	力	3 t/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5～9	5～9
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	4
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3	5

窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.31	0.35
リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.40	0.44
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5未満	1 未満
ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	不検出	不検出
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	6	20

備考 他工程において節水対策を講ずるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年10月14日から同年11月4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第898号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年7月18日から同年12月19日まで
- 3 作業地域
養父市八鹿町高柳から丹波市春日町七日市まで



兵庫県告示第899号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（確定測量）
- 2 作業期間
平成25年7月10日から平成26年5月30日まで
- 3 作業地域
西宮市天道町



兵庫県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年10月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月14日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 小野藍本線	三田市藍本字柿花1613番1から 同 市藍本字中ノ前1271番まで	旧	3.0から 12.0まで	545.0	
		新	8.0から 12.0まで	545.0	



兵庫県告示第901号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 リゾートトラスト株式会社

代表者の氏名 伊藤勝康

住所 名古屋市中区東桜2-18-31

- 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) RT六甲計画

所在地 神戸市灘区六甲山町北六甲4512番28外

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成26年10月14日から同月27日まで

- 4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成26年10月14日から同月27日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第902号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社ハーバーライト

代表者の氏名 矢部嘉宏

住所 大阪市旭区大宮4丁目8番22号

- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 ジャガーホテル伊川谷
 所在地 神戸市西区伊川谷町別府1763—4
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
 縦覧期間 平成26年10月14日から同月27日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成26年10月14日から同月27日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要
 （賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
	氏名又は名称	住 所		
26	第7号	東徳久地区 農事組合法人	佐用郡佐用町東徳久2358番地	佐用郡佐用町東徳久土器田206—1ほか444筆
	第8号	農事組合法人 ファームくだわ	朝来市和田山町久田和658番地 2	朝来市和田山町久田和縄手492—1ほか129筆
	第9号	前川 務	南あわじ市松帆脇田247番地	南あわじ市松帆脇田中浜甲163—1
	第10号	山崎 弘	南あわじ市賀集生子50番地	南あわじ市賀集生子生子1104ほか1筆
	第11号	横田了識	南あわじ市中条中筋1489番地	南あわじ市広田中筋古畑291—1ほか9筆
	第12号	淡路島希望食品 有限会社	南あわじ市神代地頭方1225番地	南あわじ市広田中筋細田1268ほか4筆

- 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所
 - (2) 縦覧期間
 平成26年10月14日から同月28日まで
- 3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル姫路店
所在地 姫路市別所町小林字谷田346ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 騒音発生に係る事項

ア 予測地点 a 2において、「夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が、荷さばき音等により指針値を超過しており、将来、隣地（予測地点 e 1、e 2 側）に住居が立地し、騒音苦情が発生した際は、速やかに対策を行うこと。

イ 予測地点 b において、「夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が、設備機器の定常騒音により指針値を超過しており、姫路市公害防止条例（昭和48年姫路市条例第1号。以下「姫路市条例」という。）に基づく「騒音に係る規制基準」を超過するおそれがあるため、騒音苦情が発生した際の対策について検討しておくこと。

ウ 付帯設備である冷凍庫用室外機及び換気扇（送風機）の一部が、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」又は姫路市条例第23条に基づく「騒音に係る施設」該当するので、条例に基づく届出を確実にすること。

(2) 街並みづくり等への配慮

景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画区域内の行為届出書及び屋外広告物条例（平成4年度兵庫条例第22号）に基づく許可申請が必要。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	<p>1 プライバシー保護について 駐車場からの来店者の視野が気になるため壁や目隠し等に配慮すること。ただし、日当たりと風通しに関しては現状維持に努めること。</p> <p>2 車の駐車場の位置及び排気ガスについて 排気ガス抑制のため、民家に面した駐車マスについては従業員の駐車のみとすること。</p> <p>3 防音対策について 具体的な防音措置を求めるとともに、開店後の騒音測定の実施を求め、法的基準値以下にすること。</p> <p>4 雨水処理 駐車場と民家の間の雨水処理のため、溝を設置してほしい。</p> <p>5 安全面の確保 暴走車及び若者のたまり場とならないよう夜間において駐車場の巡回をお願いする。</p>

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年10月14日から1月間

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月14日

兵庫県教育委員会

委員長職務代行者 高 崎 正 弘

兵庫県教育委員会規則第10号

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「課程の通学区域」を「課程(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)」に改める。

第3条中「後見人をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、「転学しようとする場合において、当該高等学校に教育上支障があるときは、この限りでない。」を「保護者の住所が別表第3に掲げる所属区域にある場合は、同表に掲げる高等学校に通学することができる。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、転学しようとする場合において、当該高等学校に教育上支障があるときは、適用しない。

別表第1の1を次のように改める。

1 普通科(単位制による課程を除く。)

学区	高等学校名	所属区域
第1	兵庫県立 東灘 同 御影 同 神戸 同 神戸北 同 神戸鈴蘭台 同 夢野台 同 兵庫 同 長田 同 須磨東 同 舞子 同 星陵 同 伊川谷北 同 伊川谷 同 神戸高塚 同 洲本 同 津名 同 淡路三原	神戸市(東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区) 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 尼崎小田 同 尼崎 同 尼崎北 同 尼崎西 同 鳴尾 同 西宮南 同 西宮北 同 西宮甲山 同 伊丹	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡

	同 伊丹西 同 宝塚東 同 宝塚北 同 宝塚 同 宝塚西 同 川西緑台 同 川西明峰 同 川西北陵 同 猪名川 同 北摂三田 同 三田西陵 同 柏原 同 篠山鳳鳴	
第 3	兵庫県立 明石 同 明石北 同 明石城西 同 明石清水 同 明石西 同 加古川東 同 加古川西 同 西脇 同 三木北 同 三木 同 高砂 同 高砂南 同 松陽 同 小野 同 北条 同 吉川 同 社 同 多可 同 東播磨 同 播磨南	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第 4	兵庫県立 姫路別所 同 姫路西 同 姫路飾西 同 姫路南 同 網干 同 相生 同 龍野 同 赤穂 同 家島 同 夢前 同 神崎 同 福崎 同 上郡 同 佐用 同 山崎	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡

	同 伊和	
第5	兵庫県立 豊岡 同 香住 同 出石 同 村岡 同 浜坂 同 生野 同 八鹿	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
全県	兵庫県立 氷上西 同 千種	県下全域

- 備考1 兵庫県立家島高等学校の特色選抜に係る者の所属区域は、県下全域とする。
- 2 兵庫県立氷上西高等学校の連携型入学者選抜に係る者の所属区域は、丹波市立氷上中学校及び丹波市立青垣中学校の通学区域とする。
- 3 兵庫県立千種高等学校の連携型入学者選抜に係る者の所属区域は、宍粟市立千種中学校の通学区域とする。
- 4 兵庫県立村岡高等学校の特色選抜に係る者の所属区域は定めない。
- 5 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。
- 6 西宮市山口町香花園に保護者の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第1の1の2を次のように改める。

1の2 普通科(単位制による課程)

学区	高等学校名	所属区域
第1	兵庫県立 北須磨 同 芦屋	神戸市(東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区) 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 尼崎稲園 同 西宮 同 三田祥雲館	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡
第3	兵庫県立 加古川北	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第4	兵庫県立 姫路東	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡

- 備考1 推薦入学に係る者の所属区域は、県下全域とする。
- 2 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。
- 3 西宮市山口町香花園に保護者の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第1の9中

「

同 加古川東	理数
同 豊岡	理数

」

を

「

同 加古川東	理数
同 龍野	総合自然科学
同 豊岡	理数

」

に改める。

別表第1の16を次のように改める。

16 総合学科

学区	高等学校名	所属区域
第1	兵庫県立 神戸甲北 同 須磨友が丘 同 淡路	神戸市(東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区) 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 武庫荘総合 同 西宮今津 同 伊丹北 同 有馬	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡
第3	兵庫県立 明石南 同 加古川南 同 三木東	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第4	兵庫県立 香寺 同 太子	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
第5	兵庫県立 豊岡総合 同 和田山	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

備考1 推薦入学に係る者の所属区域は、県下全域とする。

2 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。

3 西宮市山口町香花園に保護者の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第3条関係)

1 普通科

高等学校名	所属区域
兵庫県立 鳴尾 同 西宮南 同 西宮 同 西宮北 同 西宮甲山 同 北摂三田 同 三田西陵 同 三田祥雲館 同 三木北 同 三木 同 吉川	神戸市北区
兵庫県立 明石 同 明石北 同 明石城西 同 明石清水 同 明石西 同 三木北 同 三木 同 吉川	神戸市西区

兵庫県立 明石 同 明石北 同 明石城西 同 明石清水 同 明石西	淡路市
兵庫県立 神戸北 同 神戸鈴蘭台	西宮市
兵庫県立 神戸北 同 神戸鈴蘭台	三田市
兵庫県立 伊川谷北 同 伊川谷 同 神戸高塚 同 津名	明石市
兵庫県立 神戸北 同 神戸鈴蘭台 同 伊川谷北 同 伊川谷 同 神戸高塚	三木市
兵庫県立 姫路別所 同 姫路東 同 姫路西 同 姫路飾西 同 姫路南 同 網干 同 家島 同 夢前	高砂市
兵庫県立 高砂 同 高砂南 同 松陽	姫路市
兵庫県立 生野	神崎郡神河町
兵庫県立 神崎	朝来市

2 総合学科

高等学校名	所属区域
兵庫県立 西宮今津 同 有馬 同 三木東	神戸市北区
兵庫県立 明石南 同 三木東	神戸市西区
兵庫県立 明石南	淡路市
兵庫県立 神戸甲北	西宮市
兵庫県立 神戸甲北	三田市
兵庫県立 淡路	明石市

兵庫県立 神戸甲北	三木市
兵庫県立 香寺	高砂市
兵庫県立 和田山	神崎郡神河町

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に高等学校に在学中の者については、なお従前の例による。